

令和 8 年 6 月 2 6 日

令和 8 年度第 3 回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和8年度第3回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 長野県教育委員会及び松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する
了解事項の取り交わしについて
- 第2号 いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドラインの策定について
【非公開】
- 第3号 松本市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について【非公開】

[報告]

- 第1号 令和8年松本市議会6月定例会の結果について
- 第2号 四賀小学校における事故について【非公開】
- 第3号 令和7年度不登校児童生徒の状況について
- 第4号 令和7年度いじめ・体罰等の実態調査について
- 第5号 「環境にやさしい給食の日」の実施について
- 第6号 中央図書館の開館時間延長について

[周知]

- 1 学都松本推進事業「夏休み給食センター親子見学会」の実施について

[その他]

議案第 1 号

長野県教育委員会及び松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の
取り交わしについて

1 趣旨

県教育委員会と松本市教育委員会が、教育行政の適正かつ円滑な運営を図るため、教職員の任免その他の進退等に関して、了解事項を取り交わすことについて協議するものです。

2 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項及び覚書別紙のとおり

3 実施期間

教育委員会議決の日から令和9年5月31日までの間

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（市町村委員会の内申）

第38条 都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県教育委員会は、同項の内申が県費負担職員の転任に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 都道府県内の教職員の適正な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村における県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により当該内申に係る転任を行うことが困難である場合

3 市町村委員会は、次条の規定による校長の意見の申出があった県費負担教職員について第1項又は前項の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

（校長の所属教職員の進退に関する意見の申出）

第39条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村委員会に申し出ることができる。

担当 教育政策課
課長 小西 えみ
電話 33-3980

了 解 事 項

1 教職員の任免その他の進退について

- (1) 校長の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し全県的立場に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (2) 副校長の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し広い視野、全県的立場に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (3) 教頭の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し広い視野に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (4) 教職員（校長を除く。）の任免その他の進退については、校長の意見を尊重する。
- (5) 教員（教育職員免許法第2条に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の新規採用については、長野県教育委員会教育長が採用候補者として推薦する者を内申する。

2 令和9年度教職員人事異動の基本方針について

令和9年度教職員の人事異動の実施に当たっては、長野県教育委員会は、市町村教育委員会の意見を尊重して異動の基本方針を確立し、両者協力してその実現を期するものとする。

3 1及び2の取扱いについては、別紙覚書によって適正に行う。

4 人事の仕組みの検討について

義務教育関係教職員の人事の仕組みについては、中核市を含む市町村への人事権の移譲のあり方等を踏まえ、関係機関の意見を聞きながら、多角的に検討するものとする。

5 人事異動方針の見直しについて

人事異動方針の実施状況を踏まえながら、適宜見直しを行う。

覚 書

1 教職員の人事について

人事についての秘密を厳守する。

(1) 校長について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(2) 副校長について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(3) 教頭について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(4) 教員について

ア 教員の人事については、これを校長に立案させることが望ましい。

イ 校長は、上記立案にあたり、市町村教育委員会及び長野県教育委員会と十分に連携を図るものとする。

ウ 市町村教育委員会は（４）アの校長の立案を踏まえ、内申書を作成し県教育委員会に提出する。

エ 長期在職者の異動については、校長の意見を尊重し、市町村教育委員会と県教育委員会が十分に協議し、適切に対応するものとする。

(5) 新規採用について

市町村教育委員会は、長野県教育委員会教育長が選考した適任者を内申する。

2 連絡の方法について

(1) 長野県教育委員会は、常時市町村教育委員会と連絡を取り合う。

ア 担当主幹指導主事は、学校訪問等により努めて市町村教育委員会と連絡を密にする。

イ 担当主幹指導主事は、郡市連絡協議会あるいは教育長の会合等には努めて出席し連絡を図る。

(2) 特に連絡をする機会

10月から2月の間において、担当主幹指導主事は、全般的な打合せや個々面談による連絡の機会をつくる。この際の市町村教育委員会の出席者は、原則、教育長とする。

3 令和9年度人事異動については、2月中旬を目途として異動原案の作成を完了する。

4 令和9年度人事異動の最終決定は3月中旬とする。

報告第 1 号

令和 8 年松本市議会 6 月定例会の結果について

1 趣旨

松本市議会 6 月定例会の結果について報告するものです。

2 会期等について

6 月 8 日（月）から 6 月 25 日（木）まで 18 日間

一般質問 6 月 15 日（月）から 17 日（水）まで 3 日間

経済文教委員会・協議会 6 月 19 日（金）

3 審査内容及び結果

経済文教委員会審査

ア 請願

(ア) 請願第 3 号「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書

(イ) 集約結果

全会一致で採択されました。

イ 陳情

(ア) 陳情第 1 号「公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情

(イ) 委員から出された主な意見等

- ・政治的中立性の確保や安全管理の徹底という趣旨には賛同する。しかし、現時点において問題のある事案は確保されていないこと、また、校外学習の実施に当たっては、これらについて十分確認しているとの理事者答弁があった。今後も引き続きチェックすればよいので、過去に遡った調査は不要であるとする。
- ・全体の思いは理解できるが、遡っての調査は必要ない。これは平和教育を否定するものではないという説明ではあるが、実際には平和教育の機会が失われてしまう懸念がある。
- ・学習指導要領に基づき現場の教員に教育が委ねられているため、本件は調査の対象とすべきではない。学校現場への圧力になりかねず、賛同できない。

(ウ) 集約結果

趣旨採択が 4 名、不採択が 3 名となったため、多数決により趣旨採択と集約されました。

ウ 議案

(ア) 案件

議案第 6 号 令和 8 年度松本市一般会計補正予算（第 1 号）

【歳出】

部活動地域展開事業費（委託料、管理）

16,970 千円

部活動地域展開後のテニスコートと吹奏楽器の維持管理方針を決定するため、実証事業を行う。

学校給食センター再整備事業費追加（事務費等、借上料） 5,000 千円

給食センター建設に伴う、教職員用仮設駐車場の敷鉄板やフェンス等の借上料を計上する。

【歳入】

県支出金

給食費負担軽減交付金（財源更正） 608,150 千円

国の予算成立に伴い、給食費負担軽減交付金の財源を財政調整基金から国費へ更正する。

地方スポーツ振興費補助金 12,650 千円

地域クラブ等へ貸出すテニスコートの適正な整備水準の決定に向け、補修と効果検証を行う。

文化振興費補助金 4,320 千円

学校外の活動で使う吹奏楽器の管理・保守方法を実証し、講座を通じて楽器の長寿命化を図る。

【債務負担行為】

学校給食センター再整備事業（仮設駐車場資材借上料） 7,250 千円

仮設駐車場の継続利用に必要な資材借上料について、令和9～11年度の債務負担行為を設定

(イ) 委員から出された主な意見等

- ・部活動地域展開事業費のテニスコート整備管理業務委託について、検証の内容と維持管理方針の決定時期について質問がありました。これに対し、テニスコートについては、3校すべてのコートを一律に整備するものではなく、各校が保有しているコート数の半分を対象に維持管理委託を導入し、導入していない場合との差異を検証すること、また、メンテナンス後のコートの耐用年数や経年劣化の状況を比較しながら、今後必要となる経費等について検証し、できるだけ早期に維持管理方針を決めていきたい旨を答弁しました。
- ・給食センター再整備事業費の追加について、「給食センターの建設に先立ち、職員駐車場の一部を校庭へ仮設整備することに関し、児童生徒の安全確保や校庭利用への影響について教えてほしい」との質問がありました。これに対し、校庭利用への影響については今後学校側と協議を進めること、また、敷鉄板や防球フェンスを設置して学校活動への支障を最小限に抑えながら、仮設駐車場を整備していく旨を答弁しました。

(ウ) 審査結果

上記の議案1件については、原案どおり可決されました。

経済文教委員協議会

ア 報告事項

市立特別支援学校の設置に係る取組状況について

イ 委員から出された主な意見等

- ・特別支援学校を併設した上で、従来の「源池小学校」という名称を継続することは非常に良い考え方であり、地域にとっても愛着のある名称であると思うので、今後も地域の意見を聞きながら進めていただきたいとの要望がありました。
- ・放課後児童クラブを学校内に併設するに当たり、施設設計上どのような工夫がなされているのかとの質問がありました。これに対し、現在は増築棟及び南校舎の基本設計・実施設計を進めている段階であり、今後、北校舎の設計に着手する中で、他棟との調整を図りながら検討を進めていく旨を答弁しました。

ウ 審査結果

報告事項1件は、承認と集約されました。



学びに、遊びや体験を。

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33 - 3980

教育委員会資料
8 . 6 . 2 6
学校教育課学校支援室

報告第 3 号

令和7年度不登校児童生徒の状況について

1 趣旨

松本市立の全小中学校で毎月実施している不登校等長期欠席児童生徒に関わる実態調査について、令和7年度の不登校児童生徒の状況及び不登校支援アドバイザーの活動や教育支援センターの状況を報告するものです。

2 児童生徒の状況（別紙1参照）

累計30日以上欠席している不登校児童生徒数は、前年度と比較して、小学校では38名、中学校では66名増加しています。

教育支援センターの年間利用状況は、令和7年度で小学生100名、中学生85名となっています。オンライン教育支援センターには小学生37名、中学生35名が登録しています。

3 不登校児童生徒・保護者への支援（別紙2参照）

4 不登校児童生徒を支える教職員への支援

研修会の開催

教職員研修では、4月から翌年1月までに、不登校に関する研修会、発達障がいに関する専門家を講師とする研修会を実施しています。このなかで、自立支援教員を対象とした研修会では、不登校支援アドバイザーによる不登校児童生徒への個別対応の実践やSSWによる事例紹介、校内教育支援センター環境構築の工夫等の情報交換を行っています。

不登校支援アドバイザーによる支援

不登校支援アドバイザーは、定期的に学校を訪問し、校長、教頭、子どもへの支援に携わる教職員との面談を行い、不登校児童生徒の状況について情報を共有し、必要に応じて、教育支援センターや元気UP教育相談等に関わる情報を提供するなど、多面的な支援を進めています。また、学校の要請に応じて支援会議に参加し、保護者の焦りや不安な思いに添いながら、支援の方向性を助言しています。

スクールソーシャルワーカー（SSW）による支援

一昨年度から5名体制となり、よりきめ細やかな支援が可能になりました。またスクリーニング会議は、支援を必要とする児童生徒を早期に把握し、適切な支援を早期に開始するための場となっています。そして、学級・学年の枠を超えて学校全体で支援が必要な児童生徒に関わることができるようになっています。

5 不登校児童生徒・保護者への支援に係わる課題と今後の展望

心の健康観察

児童生徒の支援ニーズを早期に把握するため、毎日の児童生徒の心や体調の状態を把握し、支援するアプリ「心の健康観察」の試用を一部の学校（3校程度）で令和8年1月から開始しています（3校程度）。令和8年8月頃までを試用期間とし、その有用性を検証していきます。

オンラインを活用した支援

不登校児童生徒が所属学級以外の教室や自宅でも学習を続けられるよう、オンラインでの学習支援を今後も継続していきます。また、家庭から出られない子どもが他者と交流するきっかけ作りとして、オンライン教育支援センターの取組みを周知していきます。さらに一般社団法人KOKOの寺子屋事業を活用し、校外教育支援センターにおいても、オンライン学習支援の体制を構築していきます。

教職員研修

教職員が、不登校児童生徒や発達障がいのある児童生徒への理解を一層深め、きめ細やかな支援を行うことができるよう、研修を以下のとおり継続していきます。

日程	講座名
4月20日	自立支援教員研修会（実施済み）
5月 8日	不登校児童生徒の理解と支援（実施済み）
6月 5日	特別支援教育研修 「合理的配慮」（実施済み）
6月23日	特別支援教育支援員研修（実施済み）
6月29日	校長・特別支援教育コーディネーター合同研修
7月31日	特別支援教育研修 障がいの理解と合理的配慮
9月14日	自立支援教員研修会
10月20日	特別支援教育研修 障がいの理解と支援
12月 3日	特別支援教育 生活単元研修
1月21日	自立支援教員研修会
【訪問型】	特別支援教育研修
【訪問型】	不登校児童生徒の理解と支援（スクリーニングシートの活用）

コミュニケーションシートの活用

保護者が学校に対して電話連絡や支援会議などで伝えていたことの中で、学校との情報共有が必要となる場合・場面がある項目が整理されています。支援の方向性を確認していくツールとしての活用を促していきます。

自立支援教員の効果的配置

中山小、安曇・大野川・奈川小中を除く、すべての小中学校に自立支援教員を配置しています。さらに自立支援教員と教育支援センター指導員の兼務を実施しました。これにより学校と教育支援センターを往還しながら支援できる体制を構築していきます。

保護者のネットワークづくり

ア 教育支援センター合同保護者懇談会

教育支援センター利用児童生徒保護者のみで実施していた合同保護者懇談会の周知

範囲を近隣小中学校にも広げて実施します。講師は、上平加奈子先生(県 SC)と、松本大学齊藤茂先生(臨床心理士)に依頼します。

イ 不登校支援相談会

松本市教育委員会主催の不登校支援相談会を実施しました。校内外教育支援センターや支援施設、SSW の紹介、保護者同士の情報交換、個別相談を行いました。参加した保護者の方からは、会の有用性についてご意見を頂戴しました。会の在り方などを検討しながら、今後も定期的に実施していきます。

不登校関係者懇談会

民間団体・行政関係者を中心に開催してきましたが、今後は学校関係者の参加を働きかけ、「誰一人取り残されない社会を作るために」をテーマにそれぞれの立場でできることを考えていきます。

教育長による出張理科教室の実施

支援施設関係者からの「実験などの体験活動を行う場所がない」という声を受け、市立中学校理科室を会場にして不登校児童生徒向け理科教室を実施します。校外教育支援センター利用児童生徒や不登校傾向にある児童生徒に案内をしていきます。

【担当】

学校支援室 室長 山名 博夫

学校教育課 課長 内山 真由美

電話 33 - 4397

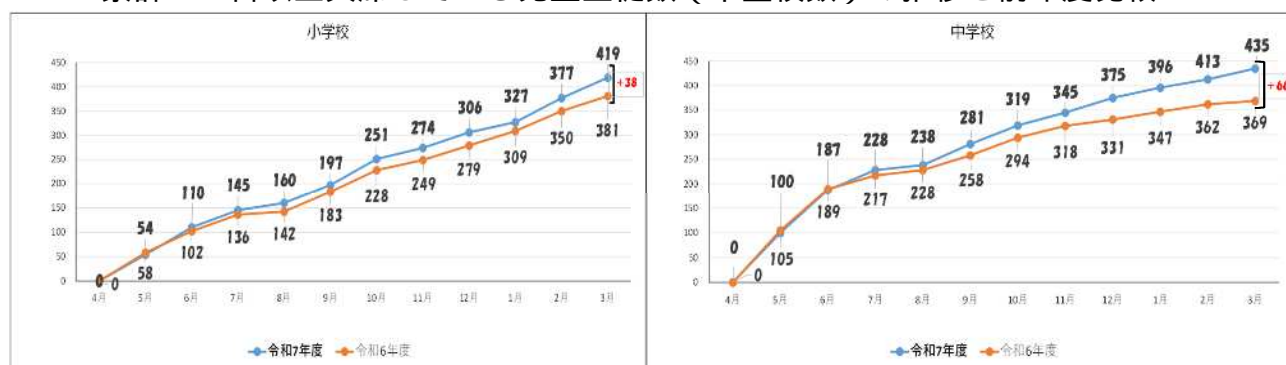
児童生徒の状況

1 児童生徒の欠席状況

50日以上、90日以上欠席している児童生徒数及び累計30日以上欠席している児童生徒数（人）

校種	年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	令和7年度	90日以上欠席（不登校）	0	0	0	0	0	32	65	92	114	130	156	165
		50日以上欠席（不登校）	0	0	43	72	85	125	157	187	211	238	261	271
		累計30日以上欠席数（不登校）	0	54	110	145	160	197	251	274	306	327	377	419
中学校	令和7年度	90日以上欠席（不登校）	0	0	0	0	0	53	122	150	183	203	224	244
		50日以上欠席（不登校）	0	0	81	137	149	193	236	270	294	324	345	354
		累計30日以上欠席数（不登校）	0	100	187	228	159	281	319	345	375	396	413	435

累計30日以上欠席している児童生徒数（不登校数）の推移と前年度比較



2 教育支援センターの状況

通所児童生徒数の10年間の推移（人）

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
児童	11	6	17	21	33	45	63	123	104	100
生徒	39	47	53	37	29	40	53	88	86	85
全体	50	53	70	58	62	85	116	211	190	185

オンライン教育支援センターを除く R5年度から寿教育支援センターを設置

在籍児童生徒数（人） 入室届の提出なく利用がある場合を含む

	山辺		鎌田		波田		寿		オンライン	
	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度
児童	41	34	11	12	32	28	20	26	14	37
生徒	20	19	30	30	19	20	17	16	27	35
合計	61	53	41	42	51	48	37	42	41	72

複数の教育支援センターを利用していたとしても1か所の教育支援センターでカウントしている。

保護者や学校との連絡相談の状況（回）

	山辺	鎌田	波田	寿	合計
面接相談	191	195	271	58	715
家庭訪問	0	0	0	0	0
学校訪問	15	4	15	7	41
電話連絡	24	29	119	24	196
関係諸機関連絡等	4	6	43	42	95
入室相談	24	29	29	24	106

オンライン教育支援センターの状況（令和7年4月～令和8年3月末）

	利用者数	面接相談	家庭訪問	学校訪問	電話連絡	利用相談	関係諸機関連絡等
小学校	37人	86回	2回	1回	514回	53回	108回
中学校	35人						

オンライン教育支援センターの利用者数は、他の教育支援センターも利用している場合であっても、1名としてカウントしている。

不登校児童生徒・保護者への支援

1 各校の取組み

校内教育支援センター

自立支援教員を、中山小学校・山間小規模校を除く小中学校40校に43名配置し、校内教育支援センターが子どもたちにとって安心して過ごせる居場所となるように、学習のみならず他の児童生徒と交流する機会を設けています。

オンライン授業

自宅や校内教育支援センターから在籍する学級の授業をオンラインで学習することができるように、引き続き一人一台端末の活用を推進していきます。

出席扱い及び学習状況の評価

「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について（通知）」（文部科学省通知：令和6年8月29日）及び本市のガイドラインに基づき、フリースクール等への不登校児童生徒の指導要録上の出席の扱いや学習状況の評価を適切に行うよう指導しています。

2 学校支援室の取組み

不登校アドバイザーによる支援

ア 学校訪問支援

市内小中学校を訪問し、不登校児童生徒支援シート等の情報をもとに不登校支援の方向性についてアドバイスを行っています。

・学校訪問回数（回）

【定期】	小	中	合計	【不定期】	小	中	合計
令和7年度	82	62	144	令和7年度	38	31	69
令和6年度	85	75	163	令和6年度	19	17	36

・学校への訪問内容（回）

	面談・支援会議	授業参観
令和7年度	213	276
令和6年度	199	448

・面談の相手（回）

	校長	教頭	不登校担当	児童生徒	保護者	学級担任 養護教諭等
令和7年度	159	177	49	53	73	184
令和6年度	168	186	125	110	149	148

イ 校外施設訪問支援

校内・校外教育支援センターをはじめ、こども若者部が連携する「はぐルッポ」、「フリースペース十色」などを訪問し、学校外に居場所を求めている児童生徒に関する情報を共有しています。子どもや保護者が抱えている困難さの理解に努め、支援に生かしています。

・学校外の訪問・相談等の活動状況（回）

	家庭訪問	松本市教育支援センター等	ほっとスペース松原	ほっとスペース笹賀	フリースクール等民間施設
令和7年度	78	57	48	42	13
令和6年度	19	65	45	44	

ウ ほっとスペース運営

公民館の協力のもと「ほっとスペース笹賀・松原」での活動を行っています。具体的には、体を動かすことを大切にしながら、調理活動やボードゲームを行うなど、心も体も開放できる活動内容を導入し、参加する児童生徒間で交流できる機会を生み出しています。中学生のなかには、テストに向けて各自のスケジュールに応じて自主学習する生徒もいます。これらの居場所で見られる子どもの活動の様子を各校と共有し、学校内外で支援の手が届くよう重層的な関わりを大切にしています。

その他の支援

ア 元気 UP 教育相談

不登校、いじめ、過度な不安や特性等により、問題を抱える児童生徒に対する支援体制を充実させるため、児童生徒、保護者及び教職員を対象とした精神科医による教育相談と学校教育課スクールソーシャルワーカーによる学校訪問支援を実施し、継続的な支援を行うために連携を図っています。令和7年度は、のべ17名の教育相談を実施しました。

イ スクールソーシャルワーカーによる支援

学校からの相談を受けての支援策の立案、本人及び保護者との面談、家庭訪問、学校を中心とした関係機関との連携調整、病院等の同行を行っています。令和7年度はのべ169名の児童生徒及び保護者に支援を行いました。

ウ 電話相談

学校支援室指導主事や不登校支援アドバイザーが管内小中学校保護者からの不登校支援に関わる電話相談を受けています。保護者に対して支援方向の提案や外部施設の紹介を行うだけでなく、学校にも情報共有をすることで、不登校未然防止にもつなげました。

教育委員会資料
8 . 6 . 2 6
学校教育課

報告第 4 号

令和 7 年度いじめ・体罰等の実態調査について

1 趣旨

松本市立の全小中学校で 2 か月に一度実施しているいじめ・体罰等の実態調査について、令和 7 年度の集計結果を報告するものです。

2 調査方法

各学校において、約 2 か月に一度、児童生徒一人ひとりにアンケート調査を実施
教職員による生徒指導事案の発見、本人や保護者からの訴え、これらの事案への聞き取りによるもの

3 調査結果の概要（別紙 1 参照）

いじめについて

ア 5 月末現在、令和 5 年度からの継続事案を含め、重大事態と疑われる事案が 4 件あり、そのうち 1 件は、今年度の 5 月までに保護者への調査報告を行いました。

イ 小中学校におけるいじめの認知件数は 6 2 0 件であり、このうち 3 7 0 件が解消され、解消率は 5 9 . 7 % でした。

ウ 学年別のいじめの認知件数において、小学校では 1 年生、3 年生、4 年生が他学年と比較してやや多く、8 0 件を超えていました。中学校では、1 年生が 9 2 件で最も多く、学年が上がるほど減少する傾向があります。また、いじめ認知件数は 3 年連続で減少しており、令和 5 年度と比較して 1 3 0 件減少しています。

エ いじめの発見のきっかけでは、小学校では学校の教職員等が発見したケースが多く報告されました。特にアンケート調査により発見される割合が 4 7 % と高くなっています。一方中学校では、アンケート調査での発見が 3 5 . 8 % で、令和 6 年度より 1 2 . 6 % 減少しています。学校の職員以外からの情報により発見するケースが多く、本人や他の生徒、保護者からの訴えにより発見した割合が 5 2 . 6 % ありました。

オ いじめられた児童生徒の相談状況（いじめを認知した時点）では、学級担任への相談の割合が高く、小学校では 5 8 . 9 %、中学校では 4 6 . 5 % でした。また、誰にも相談していない児童生徒が小学校で 2 7 件、中学校で 1 8 件あり、令和 6 年度より 1 3 件増加しています。

カ いじめの様態では、例年同様「冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われる」とする割合が一番高く、小学校では 4 6 . 1 %、中学校では 5 7 . 1 % でした。

体罰について

令和 7 年度調査では、体罰と疑われる事案が 1 件ありました。

4 いじめの傾向

小学校高学年を中心に、特定の個人を対象とし、「○○菌」などと言いつれた部分を擦り付け合うなど、複数人で行ういじめ行為が多数認められました。

中学校になると、SNSやインターネットの掲示板を利用して悪口を書き込んだり、画像を無断で加工・掲載したりするいじめ行為が増加する傾向にあります。

小学校在籍時のトラブルがしっかり解消されず、それに起因して中学校進学後にいじめ行為が発生したり、相談が寄せられたりする事案も複数報告されています。

5 いじめの未然防止・早期発見・解消に向けた対応

いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうるものであることを前提に、各校においては、いじめを積極的に認知するとともに、認知したいじめを校内で情報共有したうえで、早期に組織的に対応するよう指導しています。また謝罪が、解決を急ぐ形式的なものとならないよう、丁寧な初期対応について確認しています。

いじめの対応にあたっては、対応の経過や聞き取りの内容を正確に記録したり、学校全体で情報を共有したりできるよう、各校に統一フォーマットを提示しています。

各校で定めている「いじめ防止基本方針」について、年度初めに全職員で確認し、共通理解をもって対応できるよう指導しています。また、「いじめ防止基本方針」を保護者に向けて説明したり、ホームページへ掲載したりして周知を図り、学校・保護者・地域が一体となっていじめ防止に取り組んでいけるよう指導しています。

いじめは、アンケートなどの調査により発見される事案が多いことから、児童生徒が安心してアンケートに記入・提出できるよう、実施環境や実施方法の工夫について各校に依頼しています。

いじめは、児童生徒と教職員との会話、生活記録等への記載などにより発見される事案も多いため、引き続き、児童生徒が安心して思いを表現できる関係の醸成を各教員に依頼しています。

いじめについて、調査時点で誰にも相談していない児童生徒が一定数いることから、令和8年度も、長野県教育委員会事務局作成の相談窓口のチラシを各学校を經由して子どもや保護者に周知しています。また、松本市の関連各部の相談機関について記載した「子どもなんでも相談」のチラシを作成し、管内のすべての小中学校、特別支援学校に送付しています。

各校においては、前年度発生的事案を継続的に対応できるよう、進級や学級編成及び人事異動に伴う職員組織改編に伴い、情報共有に努めていくよう周知しています。また、小・中の一層の連携も必要となっており、丁寧な引継ぎを依頼しています。

SNS等インターネット上での嫌がらせや誹謗中傷、暴力事案等への対応について、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」(別紙2)に基づき、積極的に松本警察署生活安全課に連絡し、連携して対応に当たるよう校長に助言しています。

「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省：令和6年8月)をもとに、各学校においては、いじめ認知後の組織的な早期対応の確認、および重大事態が発生した場合の速やかな報告のフローについて確認するよう校長会・教頭会を通じて依頼しています。

【担当】

学校教育課 学校支援室
室長 山名 博夫
電話 33 - 4397

令和7年度 いじめ・体罰等の実態調査 調査結果の概要

いじめの認知（発生）学校数・認知件数及び体罰の認知件数（鉢盛中学校を除く）

区 分	学校総数 （A）	いじめを認知し た学校数	いじめを認知して いない学校数	いじめの 認知件数（C） 注 ¹ ）	1校あたりの 認知件数（C/A）	体罰の 認知件数
小学校	29	26	3	447	15.4	1
中学校	21	17	4	173	8.2	0
合計	50	43	7	620	12.4	1

注1） 文部科学省が年度末に実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」での「認知件数」は、「・・・年度間において、上記の（いじめの）定義に該当するいじめを受けた児童生徒ごとに1件として数える。この際、同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けていても1件として扱う」とされており、いじめを受けた児童生徒の人数で報告されることになります。

一方、上表の「いじめの認知件数（C）」は、いじめの積極的な認知により早期発見と早期対応を促進する観点から、具体的ないじめの行為の回数で示しています。

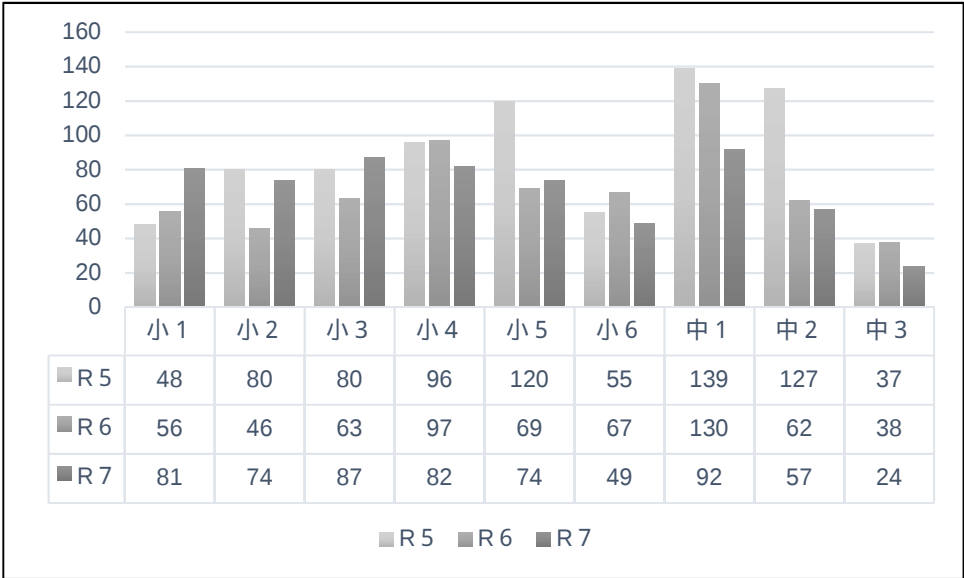
いじめの現在の状況

区 分	解消しているもの （日常的に観察継続中）		解消に向けて取組中		その他 （転居等）		合計
	件数	割合（％）	件数	割合（％）	件数	割合（％）	件数
小学校	288	64.4	159	35.6	0	0.0	447
中学校	82	47.4	90	52.0	1	0.6	173
合計	370	59.7	249	40.2	1	0.2	620

いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

区分	小学校						中学校		
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
男子	41	51	45	41	45	28	50	32	12
女子	40	23	42	41	29	21	42	25	12
合計	81	74	87	82	74	49	92	57	24

いじめの認知件数の経年変化



いじめの発見のきっかけ

区分	小学校		中学校		小中学校の合計	
	件数	割合（％）	件数	割合（％）	件数	割合（％）
学校の教職員等が発見した	268	60.0	82	47.4	350	56.5
学級担任が発見した。	48	10.7	11	6.4	59	9.5
学級担任以外の教職員が発見した。（養護教諭、SC等の相談員を除く）	8	1.8	8	4.6	16	2.6
養護教諭が発見した。	2	0.4	1	0.6	3	0.5
スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	0	0.0	0	0.0	0	0.0
アンケート調査など学校の取組により発見した。	210	47.0	62	35.8	272	43.9
学校の教職員以外からの情報により発見した。	179	40.0	91	52.6	270	43.5
本人からの訴え	91	20.4	37	21.4	128	20.6
当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	50	11.2	25	14.5	75	12.1
児童生徒（本人を除く）からの情報	17	3.8	17	9.8	34	5.5
保護者（本人の保護者を除く）からの情報	19	4.3	12	6.9	31	5.0
地域の住民からの情報	0	0.0	0	0.0	0	0.0
学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報	2	0.4	0	0.0	2	0.3
その他（匿名による投書など）	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	447	100.0	173	100.0	620	100.0

いじめられた児童生徒の相談状況

区分	小学校		中学校		小中学校の合計	
	件数	割合（％）	件数	割合（％）	件数	割合（％）
学級担任に相談した。	365	58.9	120	46.5	485	55.2
学級担任以外の教職員に相談した。（養護教諭、SC等の相談員を除く）	31	5.0	35	13.6	66	7.5
養護教諭に相談した。	12	1.9	11	4.3	23	2.6
スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	11	1.8	2	0.8	13	1.5
学校以外の相談機関に相談した。（電話相談やメール等を含む）	10	1.6	2	0.8	12	1.4
保護者や家族等に相談した。	131	21.1	52	20.2	183	20.8
友人に相談した。	27	4.4	17	6.6	44	5.0
その他の人（地域の人など）に相談した。	6	1.0	1	0.4	7	0.8
誰にも相談していない。	27	4.4	18	7.0	45	5.1
合計	620	100.0	258	100.0	878	100.0

複数選択可能な質問項目です。

いじめの態様

区分	小学校		中学校		小中学校の合計	
	件数	割合（％）	件数	割合（％）	件数	割合（％）
冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われる。	282	46.1	129	57.1	411	49.0
仲間はずれ、集団による無視をされる。	61	10.0	14	6.2	75	8.9
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	138	22.5	31	13.7	169	20.2
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	30	4.9	7	3.1	37	4.4
金品をたかられる。	1	0.2	3	1.3	4	0.5
物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	28	4.6	5	2.2	33	3.9
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	30	4.9	19	8.4	49	5.8
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	4	0.7	11	4.9	15	1.8
その他	38	6.2	7	3.1	45	5.4
合計	612	100.0	226	100.0	838	100.0

複数選択可能な質問項目です。

経緯

- ◆ いじめの重大事態の増加等依然として憂慮すべき状況。いじめの対応は、学校のみでは対応が困難な事案もあり、子ども家庭庁設立準備室と共同で「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」を設置し、政府の連携体制を強化。
- ◆ 連絡会議において、今後対応すべき検討項目を整理し、全体の見直しに先立ち、優先的に対応すべきものとして、重大ないじめ事案等における警察連携などいじめ対応において改めて留意すべき事項を取りまとめ、学校設置者・学校に対して再徹底を図る。

1. いじめ問題への対応における警察との連携の徹底



重大ないじめ事案等は直ちに相談・通報を行う他、学校と警察が日常的に情報共有や相談を行える体制の構築

- ・ 学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築が求められること。
- ・ 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならないこと。
- ・ 学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、被害児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察に相談・通報を行うこと。
- ・ インターネット上のいじめが増加しており、児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報。
- ・ 学校では取扱いの判断が困難な事案も多く、個別事案に係る日常的な情報共有や相談・通報ができるよう、下記のような連携体制の構築に取り組むこと。
 - ― 警察署との協定の締結・見直しによる円滑な情報共有の推進(相互連絡の枠組みを構築し、幅広く相談・通報を可能に)
 - ― 学校・警察連絡員の指定の徹底(緊急時を含め日常的に情報共有や相談・通報が可能な連携体制の構築)
 - ― 学校警察連絡協議会等の活用(学校と警察で認識を共有し、積極的な相談を促進)
 - ― スクールサポーター制度の積極的な受入れの推進(学校と警察のパイプ役として有効なスクールサポーターの活用)
- ・ 学校と警察が連携することで事案が解消に向かった好事例を周知
 - 例) 警察からの聴き取りによる事案の解明、警察からの注意・説諭による事案の解消
 - SNS上での児童ポルノ事案における警察の早急な対応による拡散防止 等
- ・ 学校で起こり得るいじめのうち、警察に相談・通報すべき具体例を参考として提示。
 - 例) (暴行) ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。
 - (強要) 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
 - (児童ポルノ) スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自身のスマートフォンに送らせる。等

2. 児童生徒への指導・支援の充実



適切なアセスメントを行いつつ、関係機関と連携して、被害の拡大や二次的な問題の発生を防止、未然防止の推進

- 被害児童生徒に対しては、徹底して守り抜くとの意識の下、SC、SSWや医療機関とも協力しつつ、被害の拡大や二次的な問題の発生を防ぐとともに、落ち着いて教育を受けられる環境の確保や不登校等の場合における学習面での十分な支援にも留意。
- 加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応。いじめの背景に当該児童生徒が様々な背景を有している場合もあり、特別な配慮を必要とする場合には、SC・SSWを活用して適切な支援を実施。
- 外部の専門機関を活用することも有効であり、法務少年支援センターや警察機関等との連携も重要。
- 未然防止の取組として、いじめの実際の事例等を活用しつつ、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する等の実践的な取組が重要。
- いじめが複数校にまたがる場合の情報共有や連携した対応の徹底。転校、進学の場合の十分な引継ぎにも留意。

3. 保護者への普及啓発



平時からの普及啓発、いじめ事案の際には学校の対応について丁寧な情報共有が必要

- 入学説明会や保護者会等の機会を通じて、いじめ対応における学校への協力を求め、「学校いじめ防止対策基本方針」や相談窓口の周知を行うとともに、法律におけるいじめの定義や保護者の責務等も周知。
- 重大ないじめ事案等における警察との連携についてもあらかじめ保護者に周知しておくことが重要。
- いじめを認知した際は、事実関係を確認し、保護者への丁寧な情報共有を徹底し、特に、加害児童生徒の保護者への説明が十分に行われていない実態があることから、迅速に情報提供し、保護者と協働で指導支援を行うこと。

4. 総合教育会議の活用及び首長部局からの支援



いじめの重大事態の際は、法律に則り総合教育会議の開催、首長との緊密な連携

- 地方公共団体では、地教行法第1条の4に基づき、いじめの重大事態(主として生命・身体に重大な被害が生じた事案)が認められる場合には、総合教育会議の開催等を通じ、首長と教育委員会とで十分な意思疎通、緊密な連携。
- いじめの重大事態における学校又は学校設置者の調査の実施に当たり、必要に応じて、首長に支援や協力を求め、迅速な調査組織の立ち上げ及び調査の開始に努めること。

「環境にやさしい給食の日」の実施について

1 趣旨

学校給食における有機農産物等の活用及び地産地消の推進を図るとともに、環境や食への理解を深める食育を推進するため、「環境にやさしい給食の日」を実施するものです。

2 実施予定日及び提供献立

別紙のとおり

3 内容

栄養教諭及び学校栄養職員等による食育指導

「ゼロカーボン市民アクションプラン in まつもと」の動画を活用し、食育指導を行います。

生産者、納入業者等との交流給食

児童生徒へのアンケート

4 今後の予定

報道機関へプレスリリースを行います。

交流給食の様子を松本市教育委員会公式 note「みんなミラ」に掲載します。

11月に2回目の実施を予定しています。

担当 学校給食課

課長 輪湖 稔

45 - 1120

(別紙)

実施予定日及び提供献立（環境にやさしい給食の日）

1 実施予定日

施設名	コース	実施予定日	学校名
東部	A	7/3(金)	開成中、松島中、丸ノ内中、旭町中、山辺中、清水中、女鳥羽中
	B	7/7(火)	並柳小、山辺小、筑摩小、旭町小、島内小
	C	7/9(木)	源池小、本郷小、清水小、田川小、開智小、 <u>岡田小【交流給食】</u>
西部	A	7/6(月)	明善中、菅野中、高綱中、信明中、鎌田中、筑摩野中
	B	7/16(木)	今井小、二子小、明善小、芳川小、島立小、開明小
	C	7/15(水)	菅野小、中山小、寿小、鎌田小、 <u>芝沢小【交流給食】</u>
梓川		7/10(金)	<u>梓川小【交流給食】</u> 、梓川中
波田		7/22(水)	波田小、波田中
四賀		7/16(木)	四賀小、 <u>会田中【交流給食】</u>
奈川小中		7/13(月)	奈川小、奈川中
安曇小中			安曇小、安曇中
大野川小中			大野川小、大野川中

2 献立名及び使用予定食材名

項目	献立名	使用(予定)食材			
		有機	無農薬 (県内産)	低農薬 (県内産)	その他の 県内産食材
主食	ごはん(金芽米)	特別栽培米 (松本市産)			
主菜	ドライカレー		なす ズッキーニ		玉ねぎ(松本地域産) 豚肉・大豆
副菜	大根サラダ		大根、きゅうり 人参		
汁	環境にやさしい野菜スープ		えのきたけ 人参	キャベツ (奈川産)	玉ねぎ(松本地域産) 小松菜(松本市産)

報告第 6 号

中央図書館の開館時間延長について

1 趣旨

夏期の図書館利用者の利便性の向上を図るため、中央図書館の開館時間を延長することについて報告するものです。

2 実施内容

実施日

令和8年7月18日～8月23日の土・日・祝日（計14日）

市内小中学校 夏休み期間 7月18日（最早）～8月24日（最遅）
（開智小学校 7月25日～8月23日、丸ノ内中学校 7月18日～8月18日
深志高校 8月1日～8月23日、美須々ヶ丘高校 7月28日～8月24日
県ヶ丘高校 7月24日～8月20日、蟻ヶ崎高校 7月27日～8月24日）

開館時間の延長内容

「9時30分～17時」を「9時30分～18時」に1時間延長

3 周知方法

図書館の館内掲示、市ホームページ、図書館ホームページ、SNSで周知します。

担当 中央図書館

館長 藤森 千穂

電話 32 - 0099

周知事項

学都松本推進事業「夏休み給食センター親子見学会」の実施について

1 趣旨

食への関心を高める食育の一環として、「夏休み給食センター親子見学会」を実施することについて周知するものです。

2 事業概要

日時・会場等

会場	日時	対象者	募集人数
西部学校給食センター	7月27日(月) 9:00~12:30	管内小学校4~6年生児童と保護者	親子25組
東部学校給食センター	7月27日(月) 9:00~11:00 11:30~13:30	管内小学校4~6年生児童と保護者	・とも 親子各16組
四賀学校給食センター	8月6日(木) 10:00~13:00	四賀小学校児童と保護者	親子8組

波田学校給食センターは、公民館事業「はたっこ塾」として親子見学会を実施

【日時】 7月28日(火) 10:00~13:00

【会場】 波田公民館(試食等は公民館で、見学は学校給食センターで実施)

【対象者と募集人数】 波田小・中学校の児童生徒と保護者 親子15組

内容

ア DVDによる施設紹介

イ 調理場見学

ウ クイズ・質問コーナー

エ 試食

募集方法

ア 学校を通じて募集チラシを配布し、掲載したQRコードから専用フォームにより申込みをお願いします。

イ 募集期間

(ア) 西部・東部学校給食センター 6月30日(火)~7月7日(火)

(イ) 四賀学校給食センター 7月1日(水)~7月8日(水)

(ウ) 波田学校給食センター 7月1日(水)~7月13日(月)

ウ 応募者多数の場合は抽選とし、当選者にのみメールで通知します。

参加費

無料

担当 学校給食課

課長 輪湖 稔

電話 45-1120